

中之条町告示第15号

令和6年11月11日付け中之条町告示第115号により告示した中之条農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を縦覧に供する。

中之条町の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について下記縦覧期間満了の日までに意見を提出することができる。（提出された当該意見の要旨及び処理の結果を同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告する。）

当該農用地利用計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画変更案に対して異議があるときは、縦覧期間の満了日の翌日（令和8年4月9日）から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和8年3月9日

中之条町長 外丸 茂樹



1. 中之条農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 8年 3月10日

至 令和 8年 4月 8日

2. 中之条農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

中之条町役場（農林課） 中之条町大字中之条町1091番地

3. 中之条農業振興地域整備計画変更案に対する異議申し出期間

自 令和 8年 4月 9日

至 令和 8年 4月23日

文書にて中之条町役場（農林課へ）中之条町大字中之条町1091番地